

岩手県告示第788号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 名称 盛岡市小貝沢鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成30年岩手県告示第783号）による変更後の盛岡市小貝沢鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 2（1） 名称 八幡平市安比高原鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成30年岩手県告示第783号）による変更後の八幡平市安比高原鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 3（1） 名称 雫石町篠崎鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年岩手県告示第742号）による更新後の雫石町篠崎鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 4（1） 名称 毒ヶ森鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年県南広域振興局長告示第171号）による更新後の毒ヶ森鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 5（1） 名称 早池峰山鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成30年岩手県告示第785号）による変更後の早池峰山鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 6（1） 名称 遠野市上郷中山鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年県南広域振興局長告示第171号）による更新後の遠野市上郷中山鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 7（1） 名称 西和賀町志賀来山鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年県南広域振興局長告示第171号）による更新後の西和賀町志賀来山鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 8（1） 名称 奥州市水沢大師山鳥獣保護区
- （2） 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成30年岩手県告示第786号）による変更後の奥州市水沢大師山鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 9（1） 名称 大窪山五葉山鳥獣保護区

- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成25年岩手県告示第797号）による更新後の大窪山五葉山鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 10(1) 名称 三陸町首崎鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年岩手県告示第742号）による更新後の三陸町首崎鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 11(1) 名称 釜石市外山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成30年岩手県告示第784号）による変更後の釜石市外山鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 12(1) 名称 宮古市佐賀部鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年岩手県告示第742号）による更新後の宮古市佐賀部鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 13(1) 名称 宮古市刈屋鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成30年岩手県告示第785号）による変更後の宮古市刈屋鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 14(1) 名称 岩泉町伏屋鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域及び存続期間の変更（平成20年岩手県告示第743号）による変更後の岩泉町伏屋鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 15(1) 名称 岩泉町追子沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の指定（平成20年岩手県告示第734号）による指定後の追子沢鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 16(1) 名称 普代村黒崎鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年岩手県告示第742号）による更新後の普代村黒崎鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 17(1) 名称 野田村横合鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年岩手県告示第742号）による更新後の野田村横合鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 18(1) 名称 洋野町青菜畑鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成30年岩手県告示第783号）による変更後の洋野町青菜畑鳥獣保護区の区域
  - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
  - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福

社環境センターに備えておいて縦覧に供する。